

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画

月形町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和5年度(2023年)～令和12年度(2030年)

まんまるはーと月形町



令和5年(2023年)4月

北海道月形町

．．．． 目 次 ．．．．

1	計画策定の背景について	
	(1) 国際的な気候変動の影響について	1 P
	(2) 「SDGs」が世界共通の合言葉に	1 P
	(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向について	2 P
	(4) カーボンニュートラルとは	3 P
	(5) ゼロカーボンシティとは	3 P
	(6) 北海道の取り組みについて	3 P
2	月形町の取り組みについて	
	(1) 月形町の特性について	4 P
	(2) ゼロカーボンシティの表明と計画の策定について	5 P
	(3) 「COOL CHOICE」への賛同について	5 P
	(4) ゼロカーボン北海道（月形町）のロゴマークの使用について	6 P
	(5) 啓発活動等について	7 P
	(6) 月形町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定について	8 P
	(7) 月形町地球温暖化対策実行計画策定委員会について	8 P
3	月形町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について	
	(1) 月形町地球温暖化対策実行計画の策定等について	9 P
	(2) 計画の対象範囲とする公共施設等について	10 P
	(3) 温室効果ガス【二酸化炭素（CO ₂ ）】の排出量について	14 P
	(4) 温室効果ガス排出量の算定等について	14 P
	(5) 削減目標の達成のための取り組み等について	17 P
	(6) 進捗・点検、公表等について	23 P

◆ 1 計画策定の背景について

(1) 国際的な気候変動の影響について

地球温暖化問題による猛暑や豪雨のリスクは、今後更に高まることが予想されており、国際的にもその予想される影響の大きさや深刻さから、最も重要な環境問題の一つとされています。平成27年（2015年）に、フランス・パリにおいて、COP21（気候変動枠組条約締約国会議）が開催され、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択され、令和3年（2021年）8月には、人間の影響が大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。世界全体の平均気温の上昇を「2.0℃を十分に下回り、1.5℃の水準に抑えるため」には、二酸化炭素（CO₂）の排出量を、令和32年（2050年）頃までに正味ゼロとすることが必要と示されたことから、世界各国で、令和32年（2050年）までの「ゼロカーボンニュートラル」を目標として掲げる動きが広がっています。

(2) 「SDGs」が世界共通の合言葉に

「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、平成27年（2015年）9月の国連総会で採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12年（2030年）までの「国際目標」のことです。17のゴールと169のターゲットから構成されており環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。政府は平成28年（2016年）5月に内閣総理大臣を本部長とする、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し、SDGs達成に向けた取り組みを推進しています。



(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向について

国内でも「カーボンニュートラル」を目指す取り組み等が加速しています。

令和2年(2020年)

10月 政府は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」ことを宣言しました。

令和3年(2021年)

4月 地球温暖化対策推進本部にて「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減する」こと、さらに50%削減の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

6月 ●「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

1 「2050年までの脱炭素社会の実現」が「基本理念」として法律に位置づけられました。

2 「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に関する「施策目標」が追加されました。

3 「地域脱炭素化促進事業」に関する規定が新たに追加されました。

●国・地方脱炭素実現会議にて「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。

10月 ●地球温暖化対策計画が閣議決定(5年ぶりの改定)されました。

1 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、気候変動対策を着実に推進していく。

2 中期目標として、令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から「46%削減」する。

●政府において温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画が策定されました。

(4) カーボンニュートラルとは

「温室効果ガス（GHG）」の「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計」をゼロ（排出量実質ゼロ）にすることを「カーボンニュートラル」といいます。この「カーボンニュートラル」を目指すためには、「①省エネ ②電源の脱炭素化や非電力部門の二酸化炭素（CO₂）排出原単位の低減 ③非電力部門の電化 ④ネガティブミッションの組み合わせ」などトータルで目指すことが重要であるとされています。なお、「ネガティブミッション」とは、過去に排出され大気中に蓄積し、温室効果の最大要因物質とみなされる二酸化炭素（CO₂）を人為的に回収・除去する技術のことをいいます。

(5) ゼロカーボンシティとは

環境省では、「2050年までに二酸化炭素（CO₂）の排出量を実質ゼロにすることを目指す（脱炭素化）旨を、首長もしくは地方公共団体から公表した都府県または市町村」のことを「ゼロカーボンシティ」とし、地方公共団体へ支援を強化する旨を発表しています。「ゼロカーボンシティ」は、令和元年（2019年）9月時点では、わずか4地方公共団体でしたが、令和4年（2022年）2月末時点においては、598地方公共団体と加速度的に増加しています。

(6) 北海道の取り組みについて

北海道では、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため令和2年（2020年）3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、令和3年（2021年）3月には「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」を策定しました。「再生可能エネルギー」と「森林吸収資源」など、北海道の強みを最大限活用し、「脱炭素化と経済の活性化、持続可能な地域づくり」を同時に進め、2050年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長

間平均 1,427 mm で、近隣市町村に比べやや多い降水量となっています。

(2) ゼロカーボンシティの表明と計画の策定について

月形町では、国や北海道の動向を踏まえ、令和4年(2022年)3月8日の町議会定例会において、町長が「町政執行方針」の中で「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」の表明をしました。表明に併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき月形町の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画である「地方公共団体実行計画」を策定のうえ、町民や事業者の方などと連携しながら「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向けて取り組むことといたしました。

(3) 「COOL CHOICE」への賛同について

「COOL CHOICE (クールチョイス)」とは、日本が世界に誇る「省エネルギー、低炭素化の製品、サービス、行動」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す「国民運動」のことです。政府は「第29回地球温暖化対策推進本部」において、事業者や国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。月形町は、「ゼロカーボンシティの表明」と併せ本運動に賛同する旨を環境省に報告し、町民や事業者の方などと連携しながら町全体として地球温暖化対策の取り組みができるよう普及啓発に努めていくことといたしました。なお、「賢い選択」とは、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量の削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で選択していく取り組みのことをいいます。

【COOL CHOICEの取り組み例】

- ・ エネルギーを節約・転換しよう！
- ・ 二酸化炭素（CO₂）の少ない交通手段を選ぼう！
- ・ サステナブルなファッションを！
- ・ 二酸化炭素（CO₂）の少ない製品・サービス等を選ぼう！
- ・ 太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！
- ・ 食品ロスをなくそう！
- ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）
- ・ 環境保全活動に積極的に参加しよう！ ほか

（４）ゼロカーボン北海道（月形町）のロゴマークの使用について

「ゼロカーボンシティの表明」を「北海道」に報告し、「ゼロカーボン北海道のロゴマーク」を啓発活動等に使用することといたしました。

【ゼロカーボン北海道（月形町）のロゴマーク】



(5) 啓発活動等について

地球温暖化対策を町民一人ひとりや地域、事業者等と一体となって連携・協働しながら執り進めることができるよう啓発活動に努めていきます。

【啓発活動の取り組み例】

- ・ 町ホームページ、広報等による周知
- ・ 啓発品の配布等
- ・ 講師を招いての地球温暖化に係る勉強会の開催等
(対象) 町職員、町内事業者・町民、小中学校等 など

▶ 月形町地球温暖化対策について

【町ホームページ】

◎ゼロカーボンシティ宣言

環境省では「2050年に二酸化炭素（CO₂）を実質排出量ゼロ※にすることを旨とする宣言を首長自ら又は地方自治体として公表された自治体」をゼロカーボンシティとしています。

※実質排出量ゼロとは

二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することです。

◎月形町ゼロカーボンシティ宣言

令和4年3月に行われた令和4年第1回定例議会における「令和4年度町政執行方針」において、町長が「月形町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。月形町は、地球温暖化抑制のために脱炭素化に向けた取り組みを推進してまいります。

◎「COOL CHOICE」への賛同

「COOL CHOICE」とは、地球の未来のための「賢い選択」のことを言います。月形町は環境省が主導するこの取り組みを推進するため賛同しています。この取り組みは、政府が平成27年6月に「2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減する。」という目標を掲げ、その達成に向けて政府だけではなく、事業者や国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表したものです。

1 環境大臣メッセージ

2 月形町ゼロカーボンシティ宣言書

3 COOL CHOICE証明書



【啓発品例】（オリジナル団扇）

(6) 月形町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定について

地球温暖化対策を執り進めるにあたり「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、月形町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みの推進を検討できるよう、温室効果ガスの排出量の把握と削減する目標等を定めることを目的として「月形町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定を執り進めることといたしました。

(7) 月形町地球温暖化対策実行計画策定委員会について

「月形町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定を執り進めるにあたり、役場管理職員を中心とした「月形町地球温暖化対策実行計画策定委員会」を設置し、本委員会を通じ、町内関係各所と情報供給、連携等を図るとともに計画の策定を執り進めることといたしました。



◆ 3 月形町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） について

（1）月形町地球温暖化対策実行計画の策定等について

「月形町地球温暖化対策実行計画策定委員会」において、「月形町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「計画」という。）」の策定を執り進めるにあたって、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」などに基づき「対象範囲、対象とする温室効果ガス、計画の期間、エネルギー使用量の削減目標等、計画の見直し等」について協議のうえ、次のとおり計画の「基本方針」の決定をいたしました。

なお、「エネルギー使用量の削減目標」の基準となる年度については、国は「平成25年度（2013年度）」を推奨しておりますが、月形町では、平成25年度（2013年度）前後に町内公共施設等の設置の見直しなどがあり、現在の状況と異なっていることから、現在の町公共施設の設置状況に近い「平成27年度（2015年度）」を基準年度とすることといたしました。

【基本方針①】

項目	内容	
対象範囲	事務事業等	町公共施設等における事務・事業等
	公共施設等	公共施設等 40施設 公用車等 43台
対象とする温室効果ガス	地球温暖化対策推進法第2条第5項における「6種類のガス（※）」のうち、国内における排出量全体の割合が高いとされている「二酸化炭素（CO ₂ ）」	

※6種類のガス 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄
ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン

【基本方針②】

項目	内容	
計画の期間	【国の中期目標年度まで】 令和 5 年度（2023 年度）から 令和 1 2 年度（2030 年度）まで（8 年間）	
エネルギー使用量の削減目標等	基準年度	平成 2 7 年度（2015 年度）
	目標年度	令和 1 2 年度（2030 年度）
	削減目標	基準年度比で「5 0 %」削減
	対象燃料等	ガソリン、灯油、A 重油 L P G（液化石油ガス）、電気
計画の見直し等	概ね 5 年ごと（※）	

※「計画の期間」中に「月形町地球温暖化対策実行計画策定委員会」等が必要と認めるときには、適宜見直しを行うこととします。

（2）計画の対象範囲とする公共施設等について

「月形町地球温暖化対策実行計画策定委員会」において、対象とする温室効果ガスの排出がある（対象燃料等の使用がある。）と見込まれた「39 の公共施設等」と「43 台の公用車等」を計画の対象範囲とすることといたしました。

◎対象範囲（公共施設等）

対象数	備考
39 施設	行政系施設 3 施設、町民文化系施設 8 施設、供給処理施設 4 施設、保健・福祉施設 1 施設、子育て支援施設 1 施設、医療施設 1 施設、学校教育系施設 2 施設、社会教育系施設 2 施設 公園 1 施設、スポーツ・レクリエーション系施設 6 施設、その他施設 10 施設 計 39 施設

◎対象範囲（公用車等）

対象数	備考
43台	軽自動車、自動車、中型バス ほか

【対象範囲（公共施設等）】

計画の対象とする公共施設等	対象燃料等
---------------	-------

◎行政系施設 3施設

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 月形町庁舎 | 灯油、軽油、A重油、LPG、電気 |
| 2 防災備蓄倉庫（発電機） | 軽油 |
| 3 旧札比内小学校避難施設 | 灯油、電気 |

◎町民文化系施設 8施設

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 月形町多目的研修センター | 灯油、LPG、電気 |
| 2 札比内コミュニティセンター | 灯油、LPG、電気 |
| 3 月形町南地区広域集落会館 | 灯油、LPG、電気 |
| 4 月形町福社会館 | 灯油、電気 |
| 5 月形町南耕地集落会館 | 灯油、電気 |
| 6 月形町篠津開拓婦人ホーム | 灯油、電気 |

【R5.4.1 廃止】

- | | |
|------------------|-----------|
| 7 月形町月ヶ岡ふれあいセンター | A重油 |
| 8 月形町交流センター | 灯油、LPG、電気 |

◎供給処理施設 4施設

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1 月形町衛生センター | 灯油、LPG、電気 |
| 2 月形町農業集落排水処理施設（月形） | 灯油、電気 |
| 3 月形町農業集落排水処理施設（市南） | 灯油、電気 |
| 4 昭栄排水機場 | 電気 |

◎保健・福祉施設 1施設

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 月形町保健福祉総合センター | 灯油、LPG、電気 |
|-----------------|-----------|

◎子育て支援施設 1施設

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 月形町認定こども園花の里こども園 | 灯油、軽油、LPG、電気 |
|--------------------|--------------|

◎医療施設 1施設

1 国民健康保険月形町立病院 灯油、軽油、A重油、LPG、電気

◎学校教育系施設 2施設

1 月形小学校 灯油、LPG、電気

2 月形中学校 灯油、LPG、電気

◎社会教育系施設 2施設

1 月形町図書館 灯油、電気

2 月形樺戸博物館 灯油、電気

◎公園 1施設

1 月形町皆楽公園 電気

◎スポーツ・レクリエーション系施設 6施設

1 月形町総合体育館 A重油、電気

2 月形町はな工房 灯油、電気

3 月形町野球場 電気

4 月形町パークゴルフ場 電気

5 月形町民保養センター 灯油、A重油、電気

6 月形町多目的アリーナ 灯油、A重油、LPG、電気

◎その他施設 10施設

1 除雪センター 灯油、電気

2 篠津山火葬場 灯油、電気

3 月形町陶芸教室 灯油、電気

4 月形町学校給食センター 軽油、A重油、LPG、電気

5 月形町つち工房 灯油、軽油、電気

6 月形町駅前パーク 電気

7 札比内駅トイレ 電気

8 旧知来乙小学校 灯油、電気

9 みのり工房 灯油、LPG、電気

10 昭栄会館（旧昭栄小学校） 灯油、電気

【R5.4.1設置】

【対象範囲（公用車等）】

No.	用途	台数	対象燃料等別台数		【参考】 R3年度 台数
			ガソリン	軽油	
1	軽自動車	6台	5台	1台	7台
2	乗用車	12台	11台	1台	13台
3	中型バス	3台	0台	3台	3台
4	ライトバン	2台	2台	0台	2台
5	資源ごみ等収集車	1台	0台	1台	1台
6	除雪専用車	4台	0台	4台	4台
7	ショベルロータリー車	2台	0台	2台	2台
8	塵芥収集車	2台	0台	2台	2台
9	タイヤショベル	3台	0台	3台	4台
10	ダンプ	1台	0台	1台	1台
11	中型トラック	2台	0台	2台	2台
12	トラッシュローダ	1台	0台	1台	1台
13	フォークリフト	1台	0台	1台	1台
14	歩道用ロータリー	2台	0台	2台	2台
15	ロータリー専用車	1台	0台	1台	1台
計		43台	18台	25台	46台

(3) 温室効果ガス【二酸化炭素 (CO₂)】の排出量について

対象範囲（公共施設等、公用車等）における対象燃料等の使用実績から「温室効果ガスの総排出量」の算定等を執り進めるにあたり、基準年度とした「平成27年度（2015年度）」における使用燃料等の使用実績に環境省で定める次の「二酸化炭素排出係数」を乗じて算定することとしました。

【算定方式】

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} (\text{※1}) \times \text{排出係数} (\text{※2})$$

※1 活動量 対象範囲における対象燃料等の使用実績

※2 排出係数 平成18年施行令改正による排出係数

(単位：kg-CO₂/L)

対象燃料等の種類	排出係数	対象燃料等の種類	排出係数
ガソリン	2.32	A重油	2.71
灯油	2.49	LPG	3.00
軽油	2.62	電気	0.55

(4) 温室効果ガス排出量の算定等について

基準年度における「二酸化炭素 (CO₂) 排出量」の算定にあたっては、対象範囲の公共施設等における対象燃料等の使用量に環境省で定める「二酸化炭素排出係数」を乗じて算定を行うこととしました。なお、対象燃料等の使用量が不明な対象施設等については、直近の使用量等をもとに算定を行いました。

【対象施設等における対象燃料等使用量内訳】

※基準年度 平成 27 年度 (2015 年度)

※参考年度 令和 3 年度 (2021 年度)

対象燃料等	対象施設等数		基準年度 A	参考年度 B	削減量 C (B - A)
	施設等	公用車等			
ガソリン	0 施設	31 台	10,871 (10,871)	8,737 (8,737)	▲2,134 (▲2,134)
灯油	29 施設	0 台	201,254 (0)	189,536 (0)	▲11,718 (±0)
軽油	7 施設	31 台	162,107 (133,480)	154,643 (131,434)	▲7,464 (▲2,046)
A 重油	7 施設	0 台	415,300 (0)	354,800 (0)	▲60,500 (±0)
L P G	14 施設	0 台	5,796 (0)	4,941 (0)	▲855 (±0)
電気量	37 施設	0 台	2,290,141 (0)	2,069,588 (0)	▲220,553 (±0)

※小数点以下切捨て、() 公用車等

◎対象燃料等の単位

対象燃料等	単位
ガソリン、灯油、軽油、A 重油	リットル (ℓ)
液化石油ガス (L P G)	立方メートル (m ³)
電気量	キロワットアワー (kWh)
温室効果ガス排出量	キログラムシーオーツー (k g - C O ₂)

基準年度（平成27年度（2015年度））から7年を経過した参考年度（令和3年度（2021年度））との比較において、全ての対象燃料において基準年度の使用量等を下回っておりますが、令和3年度（2021年度）にあつては、新型コロナウイルスの影響により公共施設等の利用頻度が低下したこと等が要因と考えております。

【対象燃料等別温室効果ガス排出量内訳】

※基準年度 平成27年度（2015年度）

※参考年度 令和3年度（2021年度）

対象燃料	排出係数	基準年度 A	参考年度 B	削減量 C（B-A）
ガソリン	2.32	25,220 (25,220)	20,269 (20,269)	▲4,951 (▲4,951)
灯油	2.49	501,122 (0)	471,944 (0)	▲29,178 (±0)
軽油	2.62	424,720 (349,717)	405,164 (344,357)	▲19,556 (▲5,360)
A重油	2.71	1,125,463 (0)	961,508 (0)	▲163,955 (±0)
LPG	3.00	17,388 (0)	14,823 (0)	▲2,565 (±0)
電気量	0.55	1,259,577 (0)	1,138,273 (0)	▲121,304 (±0)
合計		3,353,490 (374,937)	3,011,981 (364,626)	▲341,509 (▲10,311)

※小数点以下切捨て、() 公用車等

(5) 削減目標の達成のための取り組み等について

次の「削減目標」の達成のため「基本方針」及び「目標達成のための5つの柱」を掲げ、地球温暖化対策の取り組みを進めていきます。

【削減目標】

平成27年度（2015年度）と比較して令和12年度（2030年度）の二酸化炭素（CO₂）排出量を「50%」削減することを目標とします。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

削減目標	基準年度比で「50%」削減
基準年度（H27）の総排出量	3,353,490 kg-CO ₂
目標年度（R12）の総排出量	1,676,745 kg-CO ₂
参考年度（R3）の総排出量	3,011,981 kg-CO ₂

【基本方針】

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの対象燃料等の使用量の削減に重点的に取り組みます。

【目標達成のための5つの柱】

1 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

2 施設設備等の更新

新たに施設設備等を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

3 グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

4 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

5 職員の日常の取り組み

職員の意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

これまでの取り組みについて

月形町では、これまでも二酸化炭素（CO₂）の排出抑制につながる取り組みとして、各部署の役割、業務に応じて積極的に取り組みしています。

日常的な取り組み

暖房機の使用管理

執務室内の暖房温度は「22℃」を目安に運転することとし、原則稼働期間は「11月から4月」までとしています。また、使用しない部屋においては、暖房スイッチを切り使用時に暖めるよう努めています。

公用車の管理

近距離の移動はできる限り徒歩や自転車を使用するようにし、急発進・急加速・アイドリングはしないように努めています。

電気量の削減

照明器具の使用管理

執務室内の照明の間引き点灯、昼休みは執務に影響のない範囲で照明を消灯する、退庁時には不要照明の消灯を徹底する、照明器具（蛍光管）の交換の際には、省エネ効果の高いものに変更するよう努めています。

空調機器の使用管理

冬季間のウォームビズ、夏期間のクールビズを実施しています。

OA機器の使用管理

長時間に渡り離席するときや、退庁時にはパソコン、プリンター、コピー機等の電気機器の電源を切るよう努めています。

事務用消耗品の使用削減

物品購入

物品の購入にあたっては、詰め替え可能な消耗品や環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）の対象製品や古紙を含むリサイクル紙等の用紙類を積極的に購入するよう努めています。

文書管理の統一

文書管理方法の統一を図り、保存文書及びファイル等の削減を図っています。

紙類の使用削減

コピー用紙等の有効利用

コピー機、印刷機での両面印刷の徹底、ミスコピーの裏面利用及び不要用紙のリサイクル、庁内LANの有効活用等ペーパーレスの推進に努めています。

廃棄物の削減

廃棄物の分別の徹底を図るとともに、機密文書以外は単純廃棄せず、リサイクルを徹底するよう努めます。

これらの取り組みのほか、「重点的な取り組み」として、次の取り組みも進めてきました。

【重点的な取り組み】

廃棄物分野における地球温暖化対策

一般ごみ

平成27年度(2015年度)からのごみ処理広域化に伴い、平成27年度(2015年度)以降のごみ処理量は、若干ではありますが減少しています。

資源ごみ

大口事業所の排出状況にも左右されますが、大きな増減はありません。

環境衛生対策事業

子ども会等に補助金を交付する資源物集団回収によるものも着実に分別意識の向上に成果を上げています。

リサイクルセンター内の選別作業

町内の障がい者支援施設等の利用者が、ペットボトルとプラスチック製容器包装の資源ごみ選別作業を行っています。作業員が選別チェックし、圧縮梱包機で圧縮し、ボールとして容器包装リサイクル協会に全量引き渡しています。

品目	再製品化
ペットボトル	ペットボトル、卵パックに再生
プラスチック製容器包装	フォークリフトパレット、卵パックに再生
ガラスビン	ビン、断熱材(グラスウール)に再生

町公共施設等の照明のLED化

町公共施設等、町内の街灯などの照明のLED化を進め「電気」の使用量の削減に努めています。

例) 月形町総合体育館、月形町交流センター、月形町保健福祉総合センター 等

木質ペレットボイラーの導入

月形町交流センターに「木質ペレットボイラー」を導入するなど「灯油」の使用量の削減に努めています。

住宅用太陽光発電システム設置工事等に要する費用の一部補助

戸建て住宅を所有する町民等が町内の事業所が「住宅用太陽光発電、システム設置工事」を行った際に、補助対象工事に要する経費の「10分の3」以内の額を補助しています。【要綱名】月形町あんしん住宅補助要綱

これからの取り組みについて

計画の対象とする公共施設等の改修、整備等

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネタイプ、エネルギーの高効率化機器の導入等を検討するとともに、公共施設等の改修、整備等を検討するにあたっては、エネルギー効率の高い施設設備の導入等を検討するなど温室効果ガス排出量の削減に努めます。

例) 太陽光発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー 等

月形町義務教育学校

令和9年度(2027年度)に月形小学校と月形中学校を統合した9年制の一体型義務教育学校の設置を計画しています。使用する校舎の整備については、必要な機能を確保しつつコンパクトな施設とすることで、建設費や冷暖房に伴う光熱費などの削減を目指します。また、屋根や外壁の高断熱化、照明や空調等の高効率設備の導入などにより省エネルギー化による環境負荷の低減と維持管理費やライフサイクルコストの削減を目指します。

公用車の電動化等の検討

町が所有する公用車の更新等に併せ、電動化による温室効果ガスの削減を目的として、電動自動車等(EV車・PHV車・HV車)への転換を検討するとともに、障がい者、妊婦専用駐車場や「EV充電設備」など新たな整備等を検討していきます。

※E V 「Electric Vehicle」の略

日本語で「電気自動車」のことで、一般的には、モーターで車輪を駆動する自動車のことを指し、車内に二次電池（蓄電池）を搭載して外部からの電力供給で充電し、その電力で走行する自動車のこと。

※P H V 「Plug-in Hybrid Vehicle」の略

日本語で、プラグインハイブリッド車という。

※H V 「Hybrid Vehicle」の略

日本語で、ハイブリッド車という。

職員の執務室での軽装の励行

クールビズ期間（5月から10月まで）を設け、執務室での軽装に取り組んできました。また、省エネ・節電の推進や業務の効率化、働き方改革の一環として、より働きやすい職場環境により職員のストレスの軽減を図るため、職員の通年でのノーネクタイ等勤務（通年輕装勤務）を進めています。

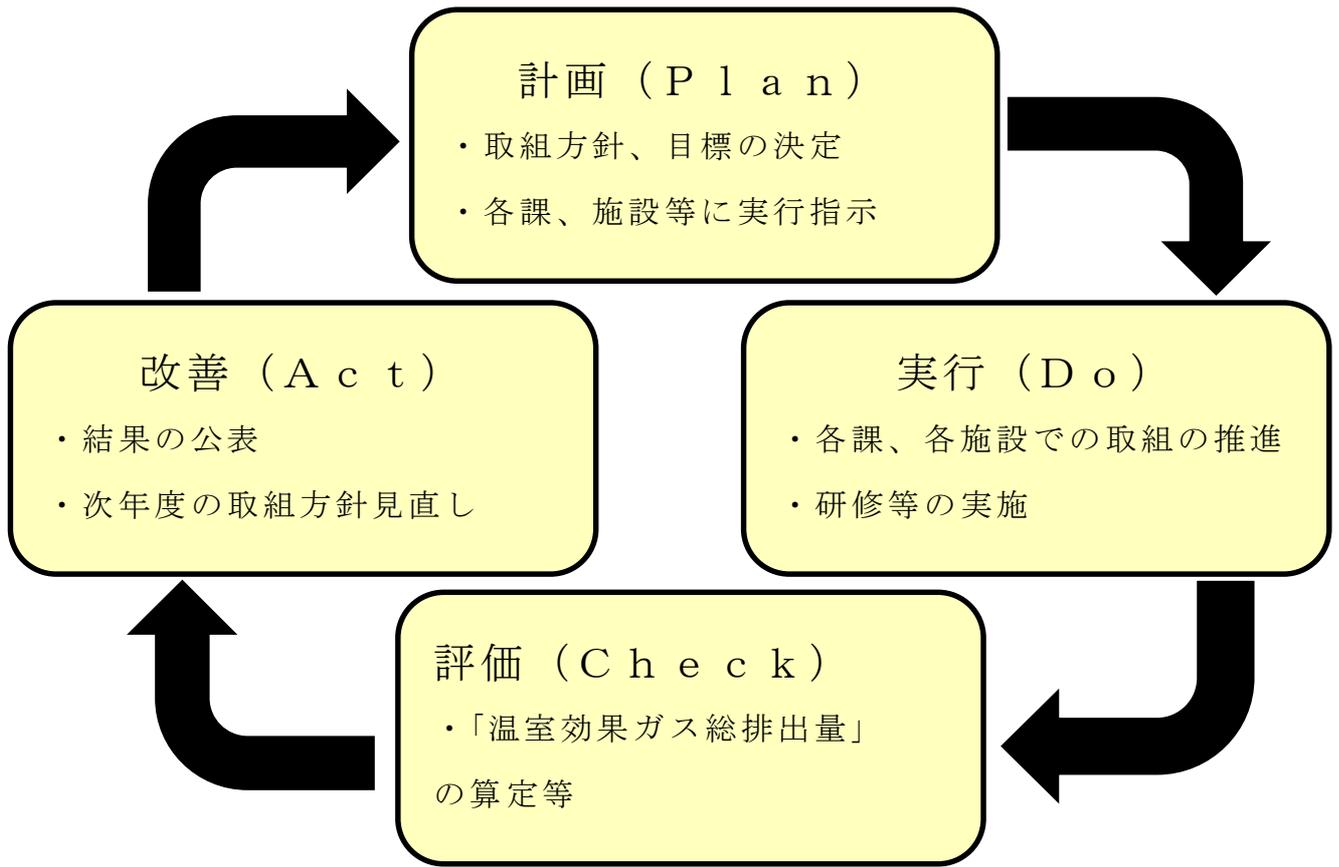
（6）進捗・点検、公表等について

①計画の推進体制について

「月形町地球温暖化対策実行計画策定委員会」を通じ、具体的な取り組み項目の職員等への周知と計画の推進を図るとともに、定期的に実施状況を把握するなどして、削減目標の実現に向け取り組みしていきます。

②点検体制について

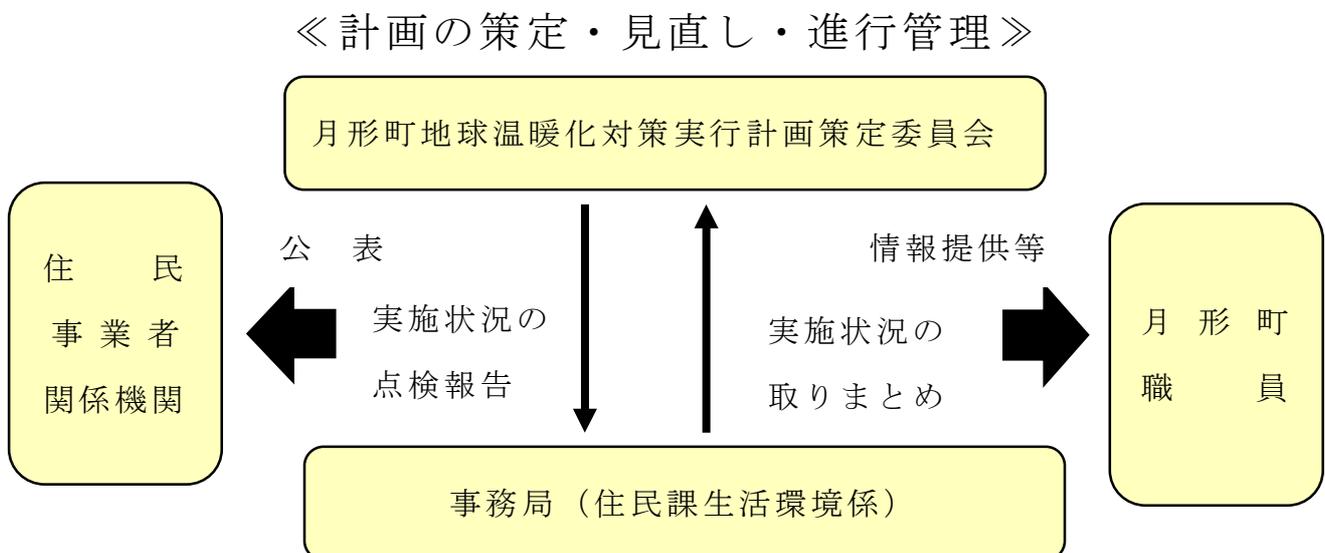
取り組みの実施状況調査及び目標指標の集計により、進捗状況の把握を行い「月形町地球温暖化対策実行計画策定委員会」において「年1回」の点検評価を行います。なお、点検にあたりましては、「P D C A（P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）」の「4段階」を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行うとともに、毎年の取組に対するP D C Aを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたP D C Aを推進していきます。



③進捗状況等の公表について

計画の進捗状況、点検評価結果及び温室効果ガス排出量の実績等については年1回、月形町のホームページ等で公表してまいります。

例) 本計画の対象範囲（組織・施設等の一覧、温室効果ガスの算定方法や排出係数、組織・施設別の温室効果ガスの排出量、関係法令等）





月形町ゼロカーボンシティ宣言

— 2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて—

月形町は、札幌市から50km圏内にある緑豊かなまちで、基幹産業である農業は水稲が中心ですが、転作に対応する形で花卉や果物などの複合経営が早くから盛んに行われており、冬季においては有数の豪雪地帯としても知られています。

しかし、世界規模で見ると、経済最優先による二酸化炭素排出量の増加により、地球温暖化が進行し、これが原因とみられる気候変動は、世界中の人々の生態系に影響を与える深刻な問題となっており、世界各国における地球温暖化抑制に対する社会の意識や関心が高まる中で、脱炭素社会に向けた動きが活発化しております。

本町においても例外なく、年平均気温は上昇し、夏には連日30度以上の真夏日が増えるなど、地球温暖化による気候変動を実感するところであり、町の主要産業である農業分野などにもその影響を及ぼしつつあることは、もはや対岸の火事ではなく、問題解決の当事者として認識すべき課題であると捉えているところであります。

本町としては、こうした状況を踏まえ、先人たちのたゆまぬ努力により受け継がれてきた素晴らしい財産と限りある資源を、未来を担う子どもたちやその先の世代に安心して引き継ぐことができるよう、町民や地域、事業者の皆さまと一体となって連携・協働しながら、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言します。

令和4年（2022年）3月18日

月形町長 上 坂 隆 一



北海道月形町長 上坂 隆一 殿

貴町におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴町の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で630地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

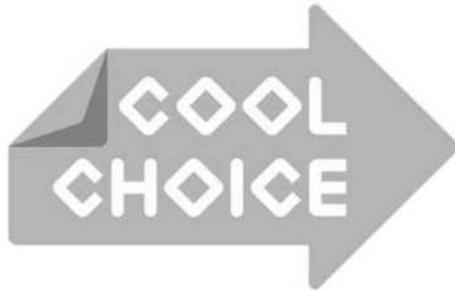
現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間の期間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴町及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣

山口 壯



COOL CHOICE賛同証明書

地球温暖化対策のための国民運動
「COOL CHOICE(=賢い選択)」に
ご賛同いただいておりますことを
ここに証明いたします。

企業・団体名

月形町

ご賛同日

2022/03/31

COOL CHOICE事務局



環境省

月形町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)

令和5年4月策定

発行 月形町

編集 月形町役場住民課生活環境係

〒061-0592

北海道樺戸郡月形町1219番地

電話 0126-53-2323

E-mail jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp
